

人材紹介に関する基本契約書

(短期退職時の手数料の取扱い)

契約に基づき歯科医院さまが採用した衛生士さまが、自己の意思により、または就業規則違反等の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、デンタルリンクは、貴院から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととしております。

1 週間未満で退職した場合	1 0 0 %に相当する額
1 か月未満で退職した場合	5 0 %に相当する額
3 か月未満で退職した場合	3 0 %に相当する額